

## 香川大学における競争的研究費等の直接経費の執行に係る活用方針

令和3年7月21日

(趣旨)

第1条 この方針は、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）の人件費の支出について（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）令和2年10月9日」に基づき、香川大学（以下「本学」という。）における競争的研究費等（民間からの外部資金を含む。）に係る直接経費の取扱いについて必要事項を定める。

(目的)

第2条 この方針に基づき競争的研究費等の直接経費からP Iの人件費支出により確保された財源（以下「研究環境改善費」という。）を研究力向上のために活用することで、P Iの処遇改善、研究パフォーマンス向上を図るとともに、本学の学術研究の発展に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この方針における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 競争的研究費とは、各府省の配分機関が所管する各競争的研究費をいう。
- (2) 外部資金とは、民間からの受託研究・共同研究等の外部資金をいう。
- (3) 直接経費とは、競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、研究者が使用する経費をいう。
- (4) P Iとは、研究代表者（Principal Investigator）をいう。

(研究力向上に係る目標)

第4条 本学は、持続可能な地方分散型社会の実現に貢献する人材の育成と研究を推進し、次代を担う卓越した研究者の育成を支援するものとする。

(目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策)

第5条 P Iの研究環境の改善や本学の研究力強化を図るため、研究環境改善費は研究「人材」「資金」「環境」の機能強化のために活用するものとし、具体的な使途は別表のとおりとする。

(留意事項)

第6条 この方針に基づく経費の執行にあたっては、次に掲げる事項等に留意するものとする。

- (1) 直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため判断するものであり、競争的研究費の直接経費からP Iの人件費を支出することを本学が強制するものではないこと。
- (2) 民間からの外部資金から確保する財源の活用については、香川大学受託研究取扱規程、香川大学共同研究取扱規程、香川大学特別共同研究取扱規程等の定めによるものとする。
- (3) 本方針については、所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと。
- (4) 第4条に掲げる目標の達成に向け、国立大学法人香川大学の人事基本方針に則った人事給与マネジメント改善等と一体的に取り組むこと。
- (5) 部局等の長は、適切にエフォートを管理するとともに、P Iが当該研究活動を確実に実施できるよう、研究時間の確保に努めること。

附 則

この方針は、令和3年8月1日から施行する。

## 香川大学における研究環境改善費の使途

以下に研究力向上のための具体的な経費の使途・活用策を示す。

### (1) 人件費を拠出したP I自身の処遇の改善等に資するもの

- (a1) P I本人に対する手当
- (a2) P Iが研究に集中できる環境整備の費用（パソコン、機器の光熱水料等）
- (a3) P Iの研究活動を補助する研究支援者（アドバイザー、RAを含む。）の費用

### (2) 本学の研究力向上に資するもの

#### I. 研究「人材」の戦略的強化

- (b1) 若手研究者の新規雇用
- (b2) 博士課程（博士後期課程）学生等のRA雇用経費として使用
- (b3) 将来研究者を目指す高校生や学部学生を対象とした研究の支援として使用

#### II. 多様かつ継続的な挑戦を支援する研究「資金」の配分

- (c1) 若手研究者のスタートアップ研究の支援費用
- (c2) 当該研究からスピナウトした研究への支援費用

#### III. 魅力ある研究「環境」の整備

- (d1) 研究設備・機器のメンテナンス、共用化充実の費用として使用
- (d2) 共用設備等の無償化や低廉な使用料の財源として使用
- (d3) 共用設備を管理・運用する技術職員の雇用経費として使用

- ※1 研究環境改善費の活用は、直接経費が6百万円以上の研究費（申請額（総額）の年度あたり平均額）に限る。
- 2 上記（2）の研究力向上に資するための取組みは、主担当の学部・研究科の他、全学的な観点からの使用も選択できます。
- 3 P Iが希望する場合、上記以外であっても競争的研究費を獲得した研究者の研究環境の改善に活用するため学長が必要と判断した場合、執行することができます。